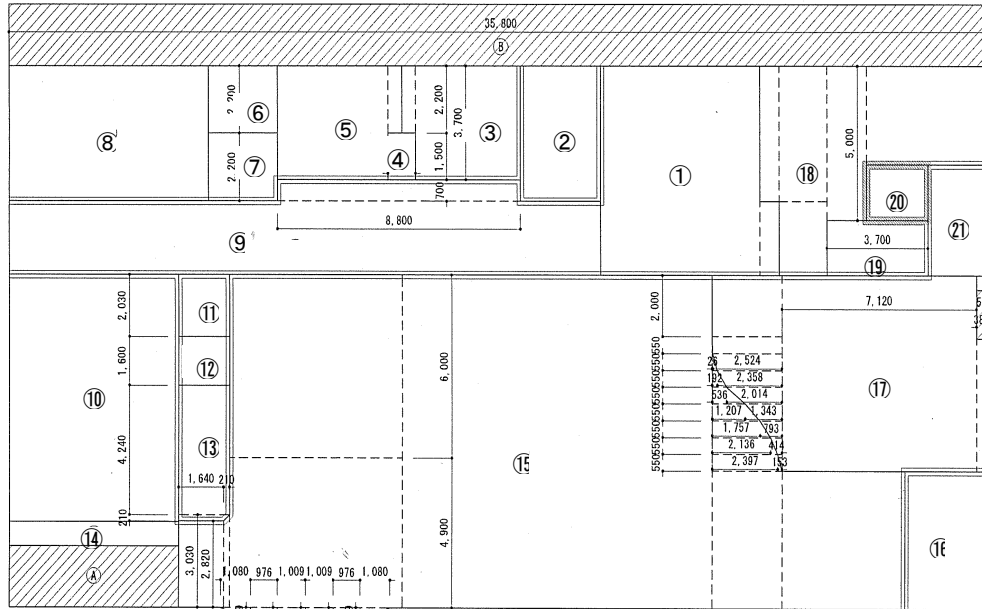


氏家児童センター実施図

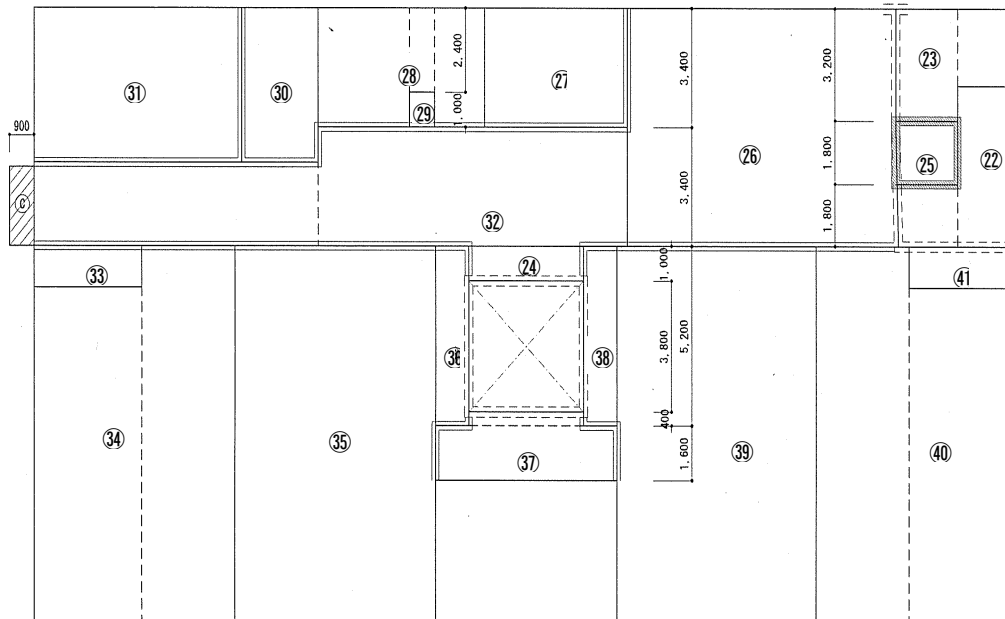
別紙1

【1F】



1	児童館玄関・ホール(1)	41.12 m ²
2	相談室	12.76 m ²
3	男子便所(1)	15.16 m ²
4	PS	1.50 m ²
5	女子便所(1)	15.90 m ²
6	外部倉庫	5.50 m ²
7	多目的便所	5.50 m ²
8	倉庫(1)	32.12 m ²
9	廊下(1)	57.76 m ²
10	集会室	50.22 m ²
11	授乳室(1)	3.76 m ²
12	授乳室(2)	2.96 m ²
13	幼児用便所	8.21 m ²
14	テラス	4.96 m ²
15	幼児室	38.81 m ²
	図書コーナー	37.50 m ²
	遊戯室	139.34 m ²
	創作コーナー	20.25 m ²
16	静養室	13.50 m ²
17	事務室	58.48 m ²
18	学童玄関ホール(2)	36.31 m ²
19	階段下収納	6.66 m ²
20	EV	4.05 m ²
21	湯沸しコーナー	7.74 m ²
	1F合計	620.06 m ²

【2F】



22	階段	13.94 m ²
23	階段室	11.93 m ²
24	吹き抜け上部	4.14 m ²
25	EV	4.05 m ²
26	ホール(3)	66.30 m ²
27	男子便所(2)	17.51 m ²
28	女子便所(2)	19.50 m ²
29	DS	0.90 m ²
30	倉庫(2)	12.10 m ²
31	調理室	33.22 m ²
32	廊下(2)	62.63 m ²
33	物入A	4.70 m ²
34	学童室A	74.87 m ²
35	学童室B	78.81 m ²
36	物入B	6.24 m ²
37	読書コーナー	12.12 m ²
38	物入C	6.24 m ²
39	学童室C	78.81 m ²
40	学童室D	74.87 m ²
41	物入D	4.70 m ²
	2F合計	587.57 m ²

目的外使用許可について

I 目的外使用許可とは

今回公募する施設は、直接に住民の共同使用に供することを目的に設置した施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されております。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされております。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。この使用許可は、市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことができません。

II 目的外使用許可の基準

さくら市財務規則において、次に掲げる場合に限り、使用を許可するものとしています。

なお、現在、目的外使用を許可している事例の多くは、自動販売機の設置、物品販売、広告物等です。

(使用許可の基準)

- 1 当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。
- 2 学術調査研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に短期間供するとき。
- 3 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。
- 4 その他市長が特に必要があると認めたとき。

III 目的外使用の取扱い

1 指定管理者の場合

指定管理者が、次に掲げる目的で施設を使用する場合は、目的外使用の許可を得ること。ただし、目的外使用に該当するかどうか疑義がある場合は、担当部署と協議すること。

- ① 指定管理者の業務の範囲以外で、自らの負担で自主事業等を実施する場合は、事前に市の承諾を得るものとし、その内容が目的外使用に該当すると認められるとき。
- ② 指定管理者が当該施設に利用者の利便を図るなどの理由により、自動販売機の設置、物品の販売、自らの広告物掲示などを行うとき。

2 指定管理者以外の場合

目的外使用許可の基準に該当する申請や疑義がある申請が直接指定管理者にあった場合については、指定管理者が判断するのではなく、速やかに担当部署へ引き継ぐこと。

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例

平成26年9月5日条例第24号
(最終改正：令和7年11月27日条例第36号)

(職員)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

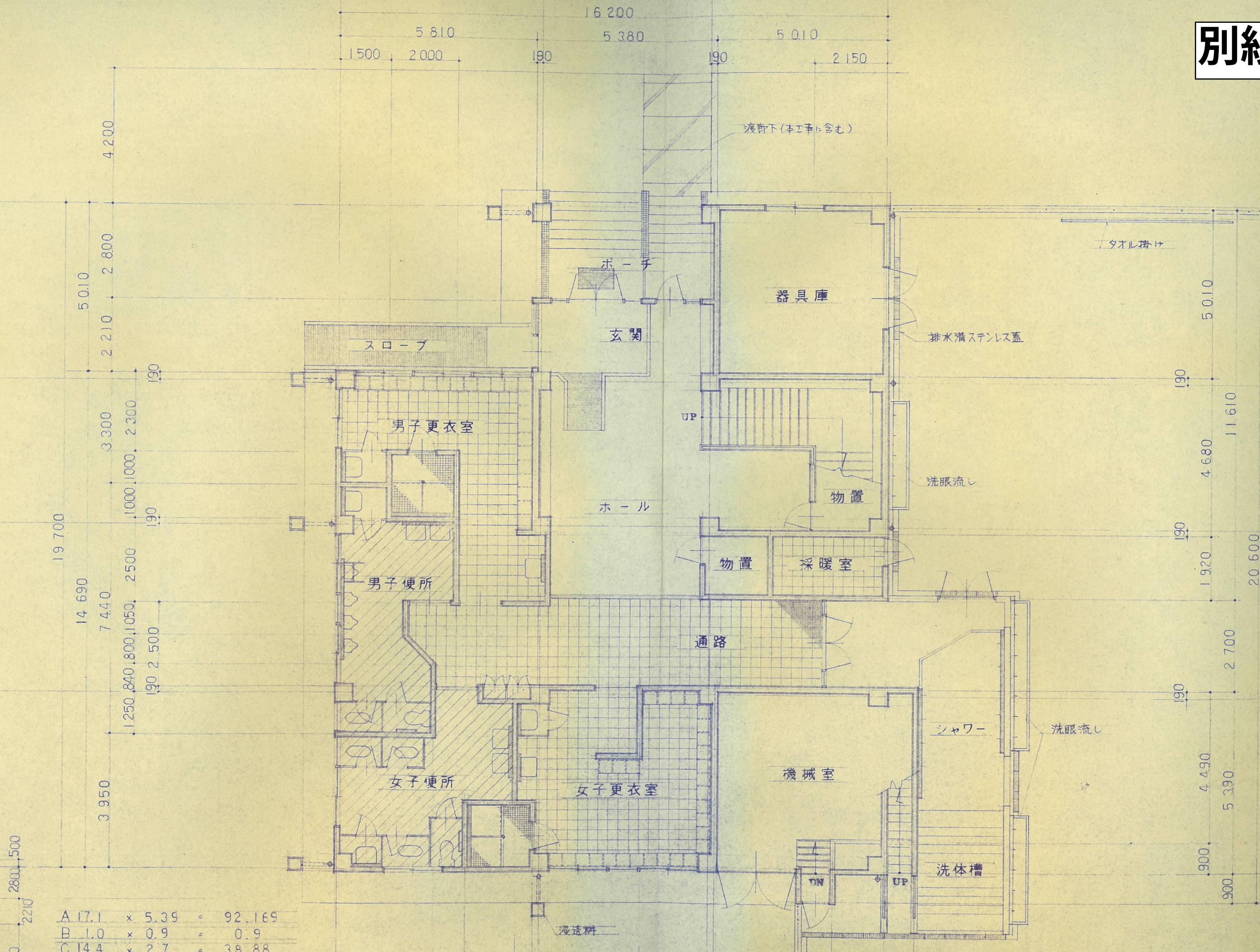
(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

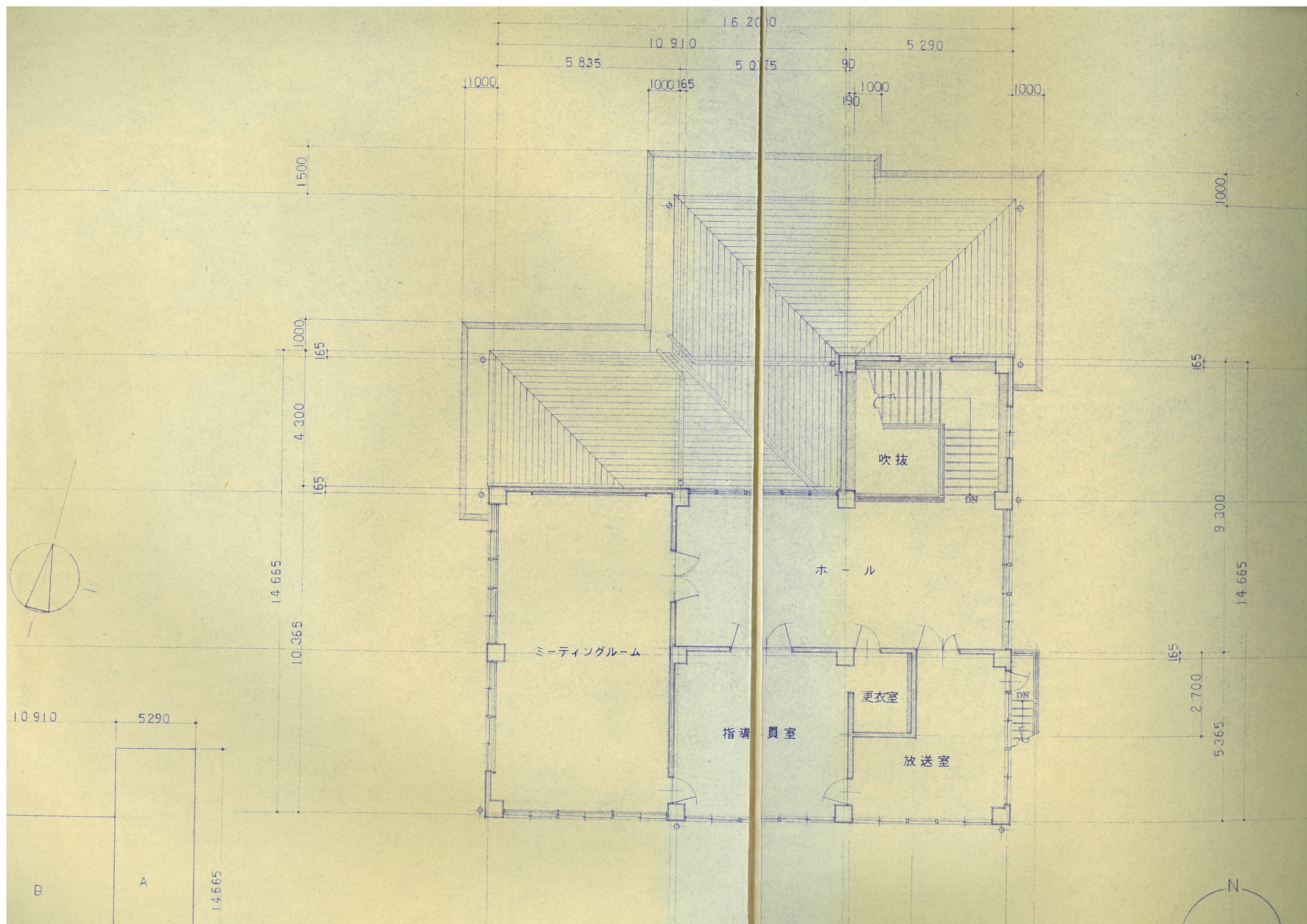
(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

別紙 4



A 17.1	x 5.39	= 92.169
B 1.0	x 0.9	= 0.9
C 14.4	x 2.7	= 38.88



氏家小学校プール管理棟利用に関する運用について

氏家小児童センター指定管理における放課後児童健全育成事業の氏家小学校プール管理棟（以下「施設」という。）の利用にあたって以下の点に留意し運用すること。

○管理施設

（１） 位 置 さくら市氏家 2 4 9 1 番地 氏家小学校

（２） 建物概要（別紙平面図参照）

① 構 造 RC 造 2 階建て

② 施設内容	1 階	・階段、廊下、玄関ホール、トイレ以外は使用不可	
	2 階	・学童保育室①	60.47 m ²
		・学童保育室②	28.59 m ²
		・給湯室	5.40 m ²

（３）使用許可部分 ＊施設としての利用許可部分：2 階

＊学校との共用部分：階段・廊下・玄関ホール・トイレ

運用条件

- ① 学童児童の増加による保育室不足のため、その改善を図ることを目的とし、施設を氏家小学校学童保育として使用する。
- ② 施設の利用期間は氏家小学校プール管理棟を必要とする期間とする。
- ③ 賃貸借料は無償とする。
- ④ 施設について、学童保育業務以外の目的に使用してはならない。
- ⑤ 施設の利用時間は、1 8 時 3 0 分までとする。
- ⑥ 施設の運営に関する光熱水費は、学校教育課の負担とする。
- ⑦ 小規模（1 件につき 1 0 万円（消費税及び地方消費税を含む）未満）な修繕については、指定管理者がその費用と責任において実施するものとする。この場合の所有権は学校教育課に帰属するものとし、指定管理者は将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- ⑧ 施設の適正な管理を行うため、清掃及び物品の管理を行うこと。
また、トイレトーパーや石鹸などの必要な消耗品の補充を行うこと。
- ⑨ 施設の状態や設備の動作状況、物品の状況などに注意し、安全な利用ができるよう留意すること。
- ⑩ 学校からの借用備品等については、適正な管理に努めること。
- ⑪ 施設を第三者に使用させてはならない。
- ⑫ 指定管理者は施設利用児童に対して、施設利用上のルールを徹底させるよう努めなければならない。
- ⑬ その他、取り決めがない事項については、都度協議を行い決めるものとする。

放課後児童支援員等の処遇改善に係る補助金について

令和 8 年 8 月現在、放課後児童支援員等の処遇改善を図るための補助制度を整備しているの、積極的に処遇改善を図ることを検討してください。

さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金

(令和 2 年 3 月 31 日告示第 47 号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇の改善を図ることにより児童の安全かつ安心な居場所を確保し、次世代を担う児童の健全な育成に資するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき放課後児童支援員の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

1 支援の単位当たりの補助基準額は①～③の合計額（上限額 919,000 円）とする。

①放課後児童支援員を配置 対象職員 1 人当たり 131,000 円

②概ね経験年数 5 年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講したものを配置
対象職員 1 人当たり 263,000 円

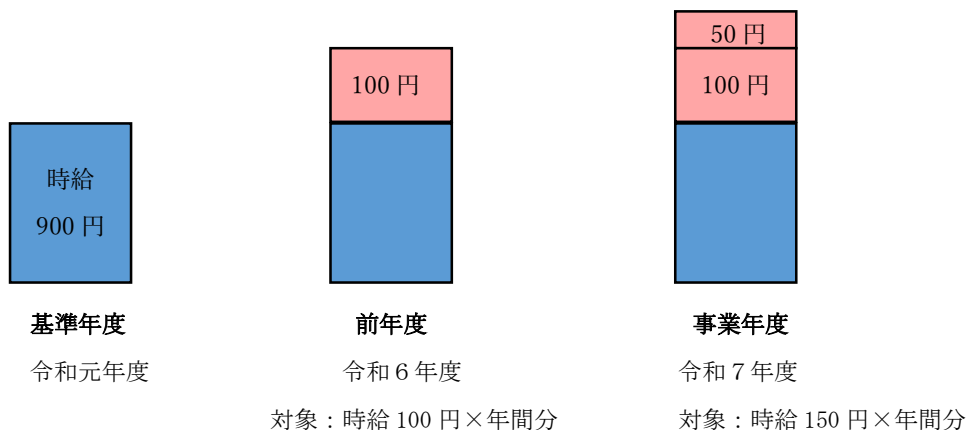
③②の条件を満たす概ね経験年数 10 年以上の放課後児童支援員で、事業所長（マネジメント）的立場にある者を配置

対象職員 1 人当たり 394,000 円

(3) 補助対象事業費の考え方

本市は令和 2 年度から補助事業を開始したため、基準年度を令和元年度とし、事業年度の賃金水準が基準年度より増額となる部分が補助対象事業費となる。

(例) 令和 6 年度までに時給 100 円増。令和 7 年度に時給 50 円増。



さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金

(令和4年12月28日告示第273号)

(1) 趣旨

放課後児童支援員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円相当)引き上げるための措置を実施するため、子ども・子育て支援交付金交付要綱及び放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童支援員等の処遇の改善に要する経費に対し、補助金を交付するもの

(2) 補助金概要

支援の単位ごとに次により算出された額の合計額が補助基準額となる。

11,000 円×賃金改善対象者数(※)×事業実施月数

※「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数(常勤換算)を加えたものをいう。

(3) 補助対象事業費の考え方

基準年月を令和4年1月とし、事業年度の賃金水準が基準年月より増額となる部分が補助対象事業費となる。

なお、国で定めた補助基準額以上の賃金改善を実施することが必要となる。

例) 補助基準額の計算について(非常勤職員の場合の常勤換算)

非常勤職員を2人雇用(1ヶ月当たり勤務時間数60時間、就業規則で定めた常勤の1ヶ月当たり勤務時間数100時間)とし賃金改善をした場合、

$11,000 \text{ 円} \times (2 \text{ 名} \times 60 \text{ 時間} \div 100 \text{ 時間}) \times 12 \text{ 月} = 158,400 \text{ 円}$ (補助基準額)

※注意※

「さくら市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業費補助金」及び「さくら市放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金」の補助対象事業費は重複することはできません。